

第 1 4 回盛岡家庭裁判所委員会議事概要

第 1 開催日時

平成 2 0 年 2 月 2 2 日 (金) 午後 2 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 0 0 分

第 2 開催場所

盛岡家庭裁判所大会議室 (5 階)

第 3 出席者

(委員)

姉帯幸子, 伊藤紘基, 蛭原意, 菅原博, 千葉浩也, 塚田孝子, 松尾正弘, 三上邦彦
(五十音順, 敬称略)

(庶務)

佐藤地裁事務局長, 太田家裁事務局長, 塩澤首席家裁調査官, 國分家裁首席書記官,
高橋次席家裁調査官, 島田地裁事務局次長, 大山家裁事務局次長, 藤原地裁総務課
長, 宍戸地裁総務課課長補佐, 藤井家裁庶務係長

第 4 盛岡家庭裁判所委員会議事

1 所長あいさつ (伊藤委員)

2 委員長選任 (蛭原委員長代理)

委員の互選により, 伊藤委員を委員長に選出した。

3 委員長あいさつ

4 配布資料の説明 (伊藤委員長)

5 裁判所における取組状況報告について

庶務担当から, 次の項目について説明がなされた。

(1) 広報活動状況について

ア 「小学生書道コンクール」の開催について

イ 冬休み親子で裁判所見学ツアー「ぼくらの裁判員物語」の開催について

ウ 裁判員制度フォーラムについて

(2) 模擬裁判員選任・模擬評議について

(3) 検察審査会の配置の見直しについて

(4) 裁判の迅速化に係る検証に関する報告について

6 議事テーマ「子の監護（面接交渉）について」の意見交換等

(1) 基本説明等

意見交換に先立ち、次のとおり説明及びビデオ上映がなされた。

ア 「面接交渉」についての説明（庶務係）

イ ビデオ上映「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」

ウ 面接交渉事件の処理についての説明（蛭原委員）

(2) 意見交換

議事テーマ等に関し、概略、次のような意見交換がなされた。

ビデオを見ての感想として、良くできたビデオだと思う。離婚する際に夫婦が陥りがちなトラブルや、子どもの不安が良く描かれている。子どものメンタルヘルスの重要性と、最善を尽くして子どもの利益を守らなくてはならないと感じた。

ただ、発達段階に応じた対応がいまひとつ必要ではないかという感想ももった。そこで、発達段階ごとに「何故離れて暮らさなければならないか」を理解させる教材として3冊の絵本を紹介したい。

子どもの発達段階に即して対応を行う必要があるということは認識している。裁判所にも絵本はあるが、是非紹介いただき、工夫して活用したい。（後日、早速ご紹介をいただいた。）

施設の職員が、施設入所中の子どもに会いに来る親に対応することがあるが、ビデオの内容や本日記布の資料「面接交渉のしおり」は参考になるので、施設における面会の際の資料として活用してみたい。

ビデオのケースのようにきちんと対応できる夫婦であれば、離婚はしていないのではないかというふうにも思うが、いずれにしても、子どものことを第一に考えなくてはならないと思う。プライベートな部分であり、非常にデリケートな問題であるため、どうしてもPTAの会などでは取り上げられないのが現状なので、裁判所と関係機関で取り組んでもらえるとありがたい。

このビデオは当事者以外にも見せるのか。

事件が係属していて、必要なケースの場合に見てもらっている。

面接の際の良い例と悪い例を比較していて、非常に当事者の参考になると思う。

弁護士のところに持ち込まれるケースは問題があるものが多い。金銭的な問題はどこかで必ず折り合いがつくが、子どもの問題になると双方なかなか譲らず、何年も面接できないケースもある。どうしても婚姻中の悪いイメージが尾を引いて会わせたくないと考えようだ。弁護士としてもいつも頭を悩ませる問題だ。パンフレット等を示してああしろこうしろというよりも、ビデオで示した方が印象が強いと思うので、裁判所で使用する機会を多くすると良いと思った。

例えば、家事調停の際の待合室で見てもらうとか、裁判所のロビーで流して一般の来庁者に見てもらうとかすることはどうか。

面接交渉は子どもが成人するまで行うのか。また、一緒に住んでいない方の祖父母についてもできるのか。

面接交渉の期間は、面接交渉の大前提が子どもの発達段階に応じてその成長に期するために行われるものであることから、一般的には決まっていない。ある程度成長してくると子どもの意向を重視して内容を変更することはある。例えば、子どもが会いたくないのに無理矢理会わせるということは避けるべきであろう。

祖父母との関わりに関しては、子どもの監護に関する処分が面接交渉なので第一次的には両親が対象になるが、家庭裁判所の親族関係の事件として、子どものために必要であればその他の調停で取り上げる事も可能である。

裁判所と関係機関との連携に関しては、当事者自身に問題がある場合にはカウンセリングが問題解決のきっかけになっても、本人が冷静に対処することは難しいと考えるが、大学の場合には、自治体の受皿や外部の専門機関を紹介している。裁判所においてカウンセリングを行うことはあるのか。

カウンセリング機関として裁判所が何かしているということはない。裁判所においても、必要な場合には専門機関にお願いすることになる。

第5 次回委員会について

開催日時及びテーマについては、確定次第、庶務担当から委員に対し通知することとした。

第6 閉会

以 上